

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲
豊橋市（豊橋農業協同組合管内）
- (2) 助成対象となり得る水田等
水田農業構造改革実施要綱（別紙1）第5助成の対象となり得る水田等に定められたものとする。
- (3) 助成対象となり得る水田等の確認方法
土地登記簿等、過去の生産調整実績等、畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか
10月15日において、かい廃等が行われていないかどうか
- (4) 生産調整実施者の確認方法
本協議会の現地確認、生産調整方針作成者、豊橋市、農業共済組合から提供された情報等
- (5) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
東海農政局消費・安全部地域第二課から提供された情報
- (6) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い
同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合及び、ひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。ただし、いずれの場合においても重複して交付を受けることができない要件についてはその助成金の用途ごとに記載のとおりとする。
- (7) その他の共通事項

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議 会からの配分 額	活 用 額				
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集積加 算事業
				稲作構造改 進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		26,607,000	26,607,000				
稲作構造 改革促進 交付金	基本部分	1,932,000		0		1,932,000	
	担い手集 積加算	276,000			276,000		
計		28,815,000	26,607,000	0	276,000	1,932,000	

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積、数 量	活 用 額 (円)				計 (円)	助成 単価	支払 時期	備考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
C 1 1	転作作物の作付けに助成	40ha	19,194,000		276,000		19,470,000	別紙	3月		
C 9 1	高品質化等の取組に助成	40ha	380,000				380,000	別紙	3月		
D 3 1	農地の流動化に助成	26ha	5,200,000				5,200,000	20,000/ 10a	3月		
D 2 2	米に助成	120,000 kg	1,200,000				1,200,000	600/ 60 kg	3月		
7 D 3 2 C 3	協議会運営費		633,000				633,000		5月		
	米価下落等の補てん (基本部分)	48.3ha				1,932,000	1,932,000		3月		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分									
		(前年度分)									
	計		26,607,000		276,000	1,932,000	28,815,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物の作付けに助成 (水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成)【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類 (記号番号)	C11
具体的内容 [支出の項目]	担い手(豊橋市水田農業ビジョンに明記された豊橋農協受託協議会メンバーのうちの認定農家)への集積要件及び作物要件を満たす水田に対し、作付面積に応じて一定額を交付要件を満たす者に補助する。また、同要件を満たす水田に播種された種子代金に対し、作付面積に応じて一定額を補助する。
効果	担い手への利用集積が行われた水田において、麦・大豆・飼料作物の作付が計画的に行われることになり、米の生産調整の推進に資する。集積された水田において麦・大豆・飼料作物が作付けされることにより、麦・大豆・飼料作物の安定、高品質生産が図られ、地域水田農業ビジョンに掲げた麦・大豆・飼料作物作付の目標達成に資する。また、地域における担い手の育成、経営安定とともに自給率向上が図られる。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業構造改革対策実施要領第5の4の(1)のガイドラインの細部運用のaに定める「生産調整実施者であって、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者」とする。ただし、全く水田を所有していない等の理由により作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。 <p>同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>なお、交付金は交付対象作物の作付にかかる作業を実施している実際の耕作者であるビジョンに明記された担い手に支払うものと</p>

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者が入作者である場合にあっては、本協議会の定める助成要件、確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。 <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自作地、借入地（利用権設定によるもの）または作業受委託等により4ha以上が担い手に集積されて作付けされている。 ・ 一作物につき1ha以上作付けされている。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫物が販売されている。 ・ 飼料作物については家畜飼養農家との間で飼料作物供給契約が締結されている。 ・ 麦・大豆・飼料作物のいずれか2作物以上が同一年度内に同一ほ場に作付けされた場合はいずれか一つのみでの交付とするが、2作物目からは加算金を交付し、種子購入助成は作付け助成の要件を満たす作物ごとにそれぞれ交付する。 ・ ほ場は一枚を単位として作付けされていること。 ・ 麦・大豆の作付については作業日誌が記帳されている。 ・ 水田農業構造改革対策実施要綱・要領に定める助成水田のうち、田状態であって、対象作物の収穫年度に主食用水稻の作付けが行われていないこと。 ・ 本協議会が定める助成要件を満たし、本市農業者が耕作する水田が出作地である場合にあっては、本市協議会の定める確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。
<p>確認方法</p>	<p>作付面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 水稻の作付けがおこなわれていないこと <p>現地見回り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認日（麦・・・5月、大豆・・・10月、飼料作物・・・随時、水稻の作付けが行われていないこと・・・7～8月） <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 水稻の作付けがおこなわれていないこと <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手であることは豊橋市水田農業ビジョンにより確認 ・ 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し ・ 農協等の麦・大豆の販売記録 ・ 飼料作物供給契約書の写し ・ 作業日誌

	<p>・ 種子の購入伝票等</p> <p>協議会をまたがって耕作している者の取扱いについて、申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、隣接する市町にあっては本市協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。</p>						
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>麦・大豆・飼料作物の作付け 60,000円/10a</p> <p>・ 交付金の交付にあたって、小数点以下の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>加算金 10,000円/10a</p> <p>・ 麦・大豆・飼料作物のいずれか2作物以上が同一年度内に同一ほ場に作付けされている。</p> <p>種子購入代金への助成</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>麦</td> <td>1,300円/10a</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>1,050円/10a</td> </tr> <tr> <td>飼料作物</td> <td>900円/10a</td> </tr> </table>	麦	1,300円/10a	大豆	1,050円/10a	飼料作物	900円/10a
麦	1,300円/10a						
大豆	1,050円/10a						
飼料作物	900円/10a						
<p>単価調整の方法</p>	<p>交付金に不足が生じた場合は、「水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成」における「種子購入代金への助成」、「麦・大豆病害虫防除費用助成」、「利用権設定による利用集積助成」、「特色ある米づくりへの助成」を支払った後の金額を、「麦・大豆・飼料作物の作付け助成」及び「加算金」の支払い額とし、単価の調整は以下の算出式によるものとする。</p> <p>調整後の単価</p> <p>麦・大豆・飼料作物の作付けへの助成の単価 = 60,000円 × 不足率</p> <p>加算金の単価 = 10,000円 × 不足率</p> <p>不足率(小数点第5位以下は切り捨て) = { 交付金交付可能総額 - 協議会運営費 - (種子購入代金助成交付予定額 + 麦・大豆病害虫防除費用助成交付予定額 + 利用権設定による利用集積助成交付予定額 + 特色ある米づくりへの助成交付予定額) } ÷ (麦・大豆・飼料作物の作付け助成交付予定額 + 加算金交付予定額)</p>						

助成金の使途の名称	高品質化等の取組に助成（麦・大豆病虫害防除費用助成）
使途の分類 （記号番号）	C91
具体的内容 [支出の項目]	水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成の対象となる水田に作付けされた麦・大豆の病虫害防除の薬剤費を防除面積に応じて助成する。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害の発生を抑制することで、圃場周辺の施設園芸農家等の麦、大豆作付けへの理解が得られ、作付面積の拡大による生産調整、産地づくりに資する。 ・適期防除により品質を向上させ、担い手の経営安定に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田農業構造改革対策実施要領第5の4の(1)のガイドラインの細部運用のaに定める「生産調整実施者であって、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者」とする。ただし、全く水田を所有していない等の理由により作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。 <p>同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成の対象となる麦、大豆を作付けしているビジョンに明記された担い手であること。</p> <p>交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成の対象水田に作付けされた麦、大豆へ病虫害防除を実施していること。

確認方法	<p>作付面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>病害虫防除の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌、栽培管理表、薬剤購入伝票等 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手であることは水田農業ビジョンにより確認
<p>助成水準</p> <p>[積算根拠]</p> <p>(助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の交付にあたって、小数点以下の端数については切り捨てるものとする。 ・ 麦 350円 / 10a ・ 大豆 1,550円 / 10a
単価調整の方法	水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成の単価調整のとおり

助成金の使途の名称	農地の流動化に助成（利用権設定による利用集積助成）
<p>使途の分類</p> <p>(記号番号)</p>	D 3 1
<p>具体的内容</p> <p>[支出の項目]</p>	利用権設定により水田を集積した担い手に対し補助する。
効果	担い手への利用集積がすすみ、水田農業の構造改革促進に資する。
<p>助成要件</p> <p>[支出の対象]</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田農業構造改革対策実施要領第5の4の(1)のガイドラインの細部運用のaに定める「生産調整実施者であって、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者」とする。ただし、全く水田を所有していない等の理由により作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。 <p>同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除</p>

	<p>く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>なお、交付金は借受人であるビジョンに明記された担い手に支払うものとする。</p> <p>交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手が利用権設定（農業経営基盤強化促進法によるもの、農地法第3条によるもの）により集積した水田であること。 ・ 利用権設定期間が6年以上であること。 ・ 交付年度は担い手が利用権設定した年度とする。 ・ 期限切れによる更新の場合についても同様の扱いとする。 ・ 水田農業構造改革実施要綱・要領に定める助成水田のうち、田状態であること。 ・ 本協議会が定める助成要件を満たし、本市農業者が耕作する水田が出作地である場合にあっては、本市協議会の定める確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。 ・ 当該利用権の解約を行った場合、担い手へ助成金の返還を求めることができるものとする。（やむを得ない事情がある場合等はこの限りでない）
<p>確認方法</p>	<p>利用権の設定、設定面積、設定地名地番、設定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合、農用地利用集積計画、農家台帳等の確認 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手であることは水田農業ビジョンにより確認
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の交付にあたって、小数点以下の端数については切り捨てるものとする。 <p>利用権設定による担い手への利用集積助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6年以上の利用権が設定された水田に対し、設定年度に交付する。 20,000円 / 10a
<p>単価調整の方法</p>	<p>水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成の単価調整のとおり</p>

助成金の使途の名称	米に助成（特色ある米づくりへの助成）
使途の分類 （記号番号）	D 2 2
具体的内容 [支出の項目]	JA 豊橋のこだわり米を栽培する担い手に対し、通常の栽培と比較したかかり増し経費（色彩選別機使用料）について助成する。
効果	特色ある米づくりを推進し、消費者ニーズに対応した米の生産を促進することにより、需要拡大並びに環境保全型栽培の取組が推進され、高品質米の産地づくり、担い手の経営安定に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田農業構造改革対策実施要領第5の4の(1)のガイドラインの細部運用のaに定める「生産調整実施者であって、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者」とする。 ・JA 豊橋の統一基準（水稻 V 溝直播栽培、統一の肥料、農薬（慣行栽培の半分の成分））によるこだわり米を栽培したビジョンに明記された担い手 <p>交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA 豊橋の定めた栽培方法で栽培し、JA 豊橋こだわり米として出荷すること。 <p>本協議会が定める助成要件を満たし、本市農業者が耕作する水田が出作地である場合にあつては、本市協議会の定める確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。</p>
確認方法	<p>JA 豊橋こだわり米栽培状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>JA 豊橋よりの報告</p> <p>出荷数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA 豊橋への出荷実績等 <p>色彩選別機使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩選別機使用実績等 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手であることは水田農業ビジョンにより確認
助成水準 [積算根拠] （助成額の算定方法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の交付にあたって、小数点以下の端数については切り捨てるものとする。 <p>色彩選別機使用料 600円 / 60kg</p>
単価調整の方法	水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成の単価調整のとおり

助成金の使途の名称	協議会運営費、販売促進活動に助成（協議会運営費）
使途の分類 （記号番号）	7D3、283
具体的内容 [支出の項目]	謝金、旅費、事務等経費、委託費 豊橋産米の消費拡大、販売促進活動に係る経費 農産物博覧会などのイベントでのPR、お米のアンケート実施（景品として抽選で豊橋産米をプレゼントする）豊橋産こだわり米の試食会開催
効果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られることで水田農業構造改革の推進に資する。また、豊橋産米をPRし、地元での消費拡大を積極的に進め、地域の水田を活かした作物の産地づくりを図り、需要に応じた生産、販売計画の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	謝金：協議会開催時、イベント開催時における出席謝金 事務等経費 会議費：協議会開催にかかる会議費 消耗品費：協議会運営にかかる事務用品（コピー用紙等）費用 米の消費拡大、販売促進に係る消耗品費 通信運搬費：切手代 振込手数料：交付金振込手数料
確認方法	謝金：会議開催通知、会議出席者名簿、イベント従事者名簿、受領書等 事務等経費 会議費：会議開催通知、出席者名簿、領収書等 消耗品費：見積書、領収書、イベント等開催実績書等 通信運搬費：領収書 振込手数料：振込金受取書、振込受付書等
助成水準 [積算根拠] （助成額の算定方法）	謝金 9,000円（豊橋市報償費基準）×5人分×2回=90,000円 事務等経費 会議費 茶代 150円×20人分×3回=9,000円 消耗品費 59,600円（コピー用紙 A4、B4、A3 45,000円、文書保存ファイル A4、B4 10,000円、蛍光ペン、シャープペンシル、付箋、ホチキス針等 5,600円） 通信運搬費 5,200円（切手代 80円×50、120円×10） 振込手数料 1,500円（交付金振込手数料）

	<p>豊橋産米の消費拡大、販売促進活動</p> <p>1. 農産物博覧会、JAフェアでのお米のアンケート実施 事務等経費 消耗品費 アンケート用A3用紙 1,500枚 3,200円 記入用ボールペン 100本 5,000円 景品用米(5kg) 2,700円×125袋 = 337,500円 当選通知用切手 80円×125枚 = 10,000円</p> <p>2. JAフェア、JA店舗での豊橋産米の試食会開催 謝金 従事者(担い手)謝金 9,000円×のべ11人 = 99,000円 事務等経費 消耗品費 試食用米(10kg) 4,000円×2 = 8,000円 サランラップ、塩等 5,000円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>当初計画より実績が増加した場合は当初計画を上限として支払うものとする。</p>

記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
 - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか

(3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
といった観点から記入すること。

また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうかを明確に記入すること。

- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙 1 1 の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 [] は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	稲作構造改革促進事業
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者 生産調整実施者かつ、集荷円滑化対策の拠出者。但し、品目横断的経営安定対策加入者は除く。 ・助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田。
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認 品目横断的経営安定対策に加入していないことについては、東海農政局地域第二課、本人等へ確認 ・助成対象水田 共通事項(2)助成の対象となり得る水田により確認
助成水準	<p>水稻作付け 10 a 当り 4,000 円</p> <p>(この額は上限であり、補てん単価は、下記の補てん単価の算出方法、単価調整の方法に基づき算出する)</p>
基準収入及び 当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額</p> <p>基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。</p> <p>の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。</p> <p>ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。</p> <p>の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に</p>

	<p>準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及びに準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(基準収入 当年産収入) × 0.9が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「(基準収入 当年産収入) × 0.9」 が補てん単価 ・営農計画書に記載された主食用等水稲作付面積に10a当りの補てん単価を乗じることにより算出する。
<p>単価調整の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = 調整前の単価 × {当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による面積}

(ウ) 担い手集積加算事業・・・該当なし

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業・・・該当なし

(1) 総括表

用途の区分及び 用途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
1 大幅な超過達成 に関する用途					
2 地域振興作物の 振興に関する用途					
3 その他意欲的な 生産調整に関する 用途					
	合 計				

(注) 員数の欄には、金額を算出する基となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	
作物等区分	
具体的内容	
効果	
助成の要件	
確認方法	
助成水準 (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

- 「(1)総括表」の「1大幅な超過達成に関する用途」及び「3その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 「(1)総括表」の活用の区分の「2地域振興作物の振興に関する用途」を選択する場合において、作物等区分欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。

- 4 「(2) 用途ごとの内容」は、「(1) 総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 5 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているのかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
8,959	8,959	
合 計	8,959	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
8,959	8,959	